

子どもの健やかな育ちを 社会全体で応援

◎児童手当

次代の社会を担う児童の健やかな成長を社会全体で応援する制度です。

※令和6年10月分から児童手当制度の拡充されました。

●支給要件

- ・日本国内に住所があること
- ・18歳に達する日以後、最初の3月31日までの児童を養育している方

●手当の額

年齢	1人当たり月額
3歳未満	第1子・第2子 15,000円 第3子以降 30,000円
3歳以上 18歳到達年度末まで	第1子・第2子 10,000円 第3子以降 30,000円
上記以降、22歳到達年度末まで	多子カウント対象

●支給方法

偶数月にそれぞれ前月分までを支給

●手続き

- ・子どもの出生または転入から15日以内に保育こども課、または各総合支所市民福祉課で手続きしてください。
- ・申請には申請者の加入保険情報が確認できる書類、預金通帳が必要です。秩父市で所得が確認できない方は、所得証明書も添付してください。ただし、当該書類により証明すべき事実を公簿等(マイナンバーによる情報連携を含む)によって確認できるときは省略できます。その他状況により必要となる書類があります。
- ・公務員の方は、勤務先への申請になります。

●現況届

- ・令和4年度から公簿等で6月1日の状況を確認することができる場合、現況届の提出が原則不要となります。ただし、引き続き現況届の提出が必要な方には、個別に通知します。
- ・市から書類を郵送しますので、6月末日までに保育こども課、または各総合支所市民福祉課へ提出してください。
- ・届出がないと6月分以降の手当が受けられなくなります。

●変更届

下記のようなときは、必ず届け出てください。

- ・市外に転出することになったとき
- ・児童を養育しなくなったとき
- ・支払金融機関や口座番号、口座名義が変わったとき

●問合せ・申請窓口

保育こども課または各総合支所市民福祉課

お子さんの保健の向上に 寄与する制度

◎こども医療費助成制度

秩父市に住所がある子どもが必要とする医療を容易に受けられるようにし、子どもの保健向上と福祉増進を図るための制度です。

埼玉県内の医療機関(柔道整復・鍼灸マッサージを除く)で受診の場合は、窓口支払いはありません。ただし、1医療機関につき月額21,000円以上になると現金での支払いが必要になります。

●対象者

18歳に達する日以後の最初の3月31日までの子ども
※重度心身障害者医療費、ひとり親家庭等医療費の支給対象となっている子ども、生活保護世帯や児童福祉施設等に入所している子どもは対象となりません。

●助成する医療費の範囲

子どもの加入する健康保険が適用される医療費の自己負担分

※健康保険から高額療養費や附加給付金が支給される場合は、その額を控除した残額が対象です。

※健康診断、予防接種、差額ベッド代、食事代など保険適用外の費用や日本スポーツ振興センター災害共済の医療給付を受けるときは支給の対象となりません。

●手続き

<登録申請するとき>

- ・子どもの加入保健情報が確認できる書類
- ・預金通帳(保護者のもの)

<給付申請するとき>

埼玉県内の1医療機関で月額21,000円以上支払った場合及び埼玉県外で受診した場合は、領収書、受給資格証、加入保険情報が確認できる書類を申請窓口にお持ちになり申請してください。

●変更届

下記のようなときは、必ず届け出てください。

- ・市外に転出することになったとき
- ・氏名や保護者が変更になったとき
- ・加入する健康保険が変更になったとき
- ・支払金融機関や口座番号が変わったとき
- ・生活保護の受給者となったとき

●問合せ・申請窓口

保育こども課または各総合支所市民福祉課

子育て世帯の経済的負担の軽減を図り、 出産を奨励することを目的とする制度

◎出産祝金事業

秩父市では、子育て世帯の経済的負担の軽減を図り、少子化対策に寄与することを目的として、「秩父市出産祝金」を支給します。

●対象者

令和4年4月1日以降に生まれた児童及びその児童を養育する父母等のうち、次の要件全てを満たす者

- ① 出生日から申請日まで秩父市の住民基本台帳に引き続き記載されている子を養育している方
- ② 申請日において引き続き1年以上市内に居住する父母等
- ③ 市税等の滞納がない方(配偶者を含む)

※秩父市に住んで1年に満たない場合は、1年経過後に申請できます。

※対象児童が転出等により秩父市の住民ではなくなった場合は受給資格を失います。

●支給額

第1子 12万円

第2子 30万円(基準日ごとに計3回の支給)

第3子 50万円(基準日ごとに計5回の支給)

●申請手続き

出生届の提出後に保育こども課でご案内します。口座番号がわかるものをお持ちください。

※第2子以降に該当する場合は対象児童と養育している児童が記載された戸籍謄本と一緒に後日申請になります。

●問合せ・申請窓口

保育こども課または各総合支所市民福祉課

ひとり親家庭等の児童の 福祉増進のための手当

◎児童扶養手当

父または母と生計を共にしていない児童や、父または母が重い障がいの状態にあつて児童を育成している家庭に対し、ひとり親家庭等の生活の安定と自立の促進に寄与するとともに、児童の福祉増進を図ることを目的に支給されている手当です。

●支給の要件

次の要件のいずれかに該当する児童(18歳到達年度末日までの児童、または20歳未満で政令で定める程度の障がいがある児童)の父・母または養育者

- ① 父母が婚姻を解消した児童
- ② 父または母が死亡した児童
- ③ 父または母に一定の障がいがある児童
- ④ 父または母の生死が明らかでない児童
- ⑤ 父または母に1年以上遺棄されている児童
- ⑥ 父または母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童
- ⑦ 父または母が法令により1年以上拘禁されている児童
- ⑧ 母が婚姻によらないで懐胎した児童

※婚姻には、婚姻届を提出していないが事実上の婚姻関係と同様の事情にある場合(内縁関係など)を含みます。

次のいずれかに該当する場合は支給されません。

- ・児童や父・母または養育者が、日本国内に住所を有しないとき
- ・児童が里親に委託されていたり、児童福祉施設等に入所しているとき

●手当の額

令和7年4月分～

児童数	全部支給	一部支給
1人	46,690円	46,680円～11,010円
2人目以降加算額 (1人につき)	11,030円	11,020円～5,520円

●支給方法

奇数月にそれぞれ前月分までを支給。

ただし、所得制限に該当する場合は手当の一部または全部の支給が停止されます。

●手続き

必要書類(戸籍謄本、加入保険情報が確認できる書類、印鑑、預金通帳、所得証明書、通知カード及び本人確認書類(注)または個人番号カード)を申請窓口へお持ちになり手続きしてください。

(注)写真付きの本人確認書類(運転免許証、パスポートなど)は1点、写真付きの身分証明書がない場合は、健康保険証や年金手帳などを2つ以上提示してください。

※家庭の状況により、必要書類が異なります。

●現況届

毎年8月1日現在で受給資格のある方は、現況届の提出が必要です。届出に必要な書類は市から送付します。

●その他の届出

児童や受給者に氏名、住所、金融機関等の変更があったときは、必ず届け出てください。

●問合せ・申請窓口

保育こども課または各総合支所市民福祉課

※申請後審査を行いますので、受給できるか確認したい場合は申請ください。

手当と助成

保育こども課 ☎25-5206 子育て支援課 ☎26-6535

ひとり親家庭等の保健の 向上に寄与する制度

◎ひとり親家庭等医療費助成制度

ひとり親家庭等の医療費の一部を助成することにより、児童の保健向上と福祉増進を図るための制度です。埼玉県内の医療機関（柔道整復・鍼灸マッサージを除く）で受診の場合は、窓口支払いはありません。ただし、1医療機関で月額21,000円以上（70歳以上の方は8,000円以上）になると現金での窓口支払いが必要になります。

●対象者

18歳到達後の最初の3月31日まで（一定の障がいのある児童は20歳になるまで）の児童を養育している、ひとり親家庭の父・母・養育者及び児童

●助成する医療費の範囲

健康保険が適用される医療費の自己負担分

※健康保険から高額療育費や附加給付金が支給される場合は、その額を控除した残額が対象です。

※健康診断、予防接種、差額ベット代、食事代など保険適用外の費用や日本スポーツ振興センター災害共済の医療給付を受けるときは支給の対象となりません。

●手続き

＜登録申請するとき＞

必要書類（戸籍謄本、加入保険情報が確認できる書類、印鑑、預金通帳、所得証明書、通知カード及び本人確認書類（注）または個人番号カード）を申請窓口へお持ちになり手続きしてください。

※家庭の状況により別に書類が必要な場合があります。

（注）写真付きの本人確認書類（運転免許証、パスポートなど）は1点、写真付きの身分証明書がない場合は、健康保険証や年金手帳などを2つ以上提示してください。

＜給付申請するとき＞

埼玉県内の1医療機関で月額21,000円以上（70歳以上の方は8,000円以上）

支払った場合及び埼玉県外で受診した場合は、領収書、受給者証、加入保険情報が確認できる書類を申請窓口にお持ちになり申請してください。

●更新手続き

受給資格のある方（停止中の方を含む）は、更新の手続きが必要です。郵送される書類によって、手続きをしてください。

※児童扶養手当との併給者は省略することができます。

●問合せ・申請窓口

保育こども課または各総合支所市民福祉課

ひとり親家庭の父母が教育訓練施設に 支払った経費の一部を支給

◎自立支援教育訓練給付金

ひとり親家庭（20歳未満の子を養育している）の父または母が就職に必要な技能を身につけるための講座を受講し、修了した場合に受講費用の一部を支給します。

●対象者（要件）

・秩父市に住所を有し、「母子・父子自立支援プログラム」の策定等の支援を受けている

・教育訓練を受けることが適職に就くために必要と認められる

・過去に教育訓練給付金の支給を受けたことがない

●対象講座

①雇用保険制度の一般教育訓練給付金の指定教育訓練講座及びこれに準じ地域の実情に応じて対象とする講座

②雇用保険制度の特定一般教育訓練給付金の指定教育訓練講座及びこれに準じ地域の実情に応じて対象とする講座（専門資格の取得を目的とする講座に限る）

③雇用保険制度の専門実践教育訓練給付金の指定教育訓練講座及びこれに準じ地域の実情に応じて対象とする講座（専門資格の取得を目的とする講座に限る）

※厚生労働省ホームページ（[教育訓練給付制度](#) 厚生労働省）で検索）をご覧になるか、ハローワークにお問い合わせください。

●支給額

①一般教育訓練給付金または特定一般教育訓練給付金の支給を受けることができない方（対象講座の①②を受講）
→受講費用（入学料及び受講料）の合計額の60%相当額を支給（12,001円～20万円を上限）

②専門実践教育訓練給付金の支給を受けることができない方（対象講座の③を受講）
→受講費用（入学料及び受講料）の合計額の60%相当額を支給（12,001円～40万円×修学年数（＜4年を上限））

※講座修了後対象資格を取得し、1年以内に就職等した（その資格が必要な内容）場合、受講費用の85%相当を支給（12,001円～60万円×修学年数（＜4年を上限））

③上記①②以外の方

→上記①②の額から、支給を受けた一般教育訓練給付金または特定一般教育訓練給付金もしくは専門実践教育訓練給付金の額を差し引いた額

●事前相談

給付を希望される方は事前相談が必要です。講座の受講開始前に子育て支援課へご相談ください。

●提出書類

・受講対象講座指定申請書など

●問合せ・申請窓口 子育て支援課（下郷児童館2階）

ひとり親家庭の父母が高等職業訓練の修業期間中に給付金を支給

◎高等職業訓練促進給付金

ひとり親家庭(20歳未満の子を養育している)の父または母が、看護師や介護福祉士などの資格取得のため6か月以上養成機関で修業する場合、修業期間の全期間(上限48か月)について、手当を支給します。加えて、修了支援給付金を支給します。

●対象者(要件)

- ・児童扶養手当支給所得水準のひとり親家庭の父または母(水準から外れた場合も1年に限り引き続き対象)
- ・養成機関で6か月以上のカリキュラムを修了し、対象資格の取得が見込まれること
- ・仕事または育児と修業の両立が困難であること
- ・過去に高等職業訓練促進給付金または修了支援給付金の支給を受けたことがないこと

●対象資格

看護師、准看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士、歯科衛生士、美容師、社会福祉士、製菓衛生師、調理師等の資格、デジタル分野等の民間資格(シスコシステムズ認定資格等)

●支給期間及び支給額

修業全期間(上限48か月)

高等職業訓練 促進給付金	市民税	月 100,000円
	非課税世帯	※月 140,000円
	市民税	月 70,500円
	課税世帯	※月 110,500円

※養成機関で修業する期間の最後の12か月については、
課税世帯・非課税世帯ともに月額40,000円増額

修了支援給付金	市民税非課税世帯	50,000円
	市民税課税世帯	25,000円

●事前相談

修業開始前に子育て支援課へ事前相談してください。

●申請期間

- ・高等職業訓練促進給付金…修業を開始した日以後
- ・修了支援給付金…修了日を経過した日以後
(修了日から起算して30日以内)

●提出書類

- ・支給申請書、在籍証明書、戸籍謄本など

●問合せ・申請窓口

子育て支援課(下郷児童館2階)

◇市町村民税非課税世帯とは

前年の所得額によって市町村が決定した市町村民税(均等割を含む)において、申請者及び申請者と同居している申請者の扶養義務者(直系血族と兄弟姉妹)それぞれ全員に対して決定された税額が0円であった世帯。

母子及び父子並びに寡婦の経済的自立やお子さんの福祉増進のための資金の貸付

◎母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付制度

母子家庭の母及び父子家庭の父並びに寡婦の方の経済的自立や扶養しているお子さんの福祉増進のために必要な資金を貸付します。

●対象者

- ①母子家庭の母及び父子家庭の父(20歳未満の子を扶養している方で、配偶者が死亡または配偶者と離婚し、現在結婚していない方など)
- ②父母のいない、20歳未満の子
- ③寡婦(かつて母子家庭の母であった方。一部所得制限があります)
- ④離婚等で配偶者がいない40歳以上の女性で、①、③に該当しない方(一部所得制限があります)
- ⑤上記①、③に該当する方の子(修学資金、就学支度資金、修業資金、就職支度資金に限られ、母や父または寡婦の方が連帯保証人としての要件を満たす必要があります)

●貸付内容

就学支度資金

子が小・中学校、高等学校等、大学等への入学に必要な入学金、被服等を購入するための資金(小・中学校の場合は所得税が非課税の方)

修学資金

子が高等学校、高等専門学校、大学、大学院等で学ぶための授業料、書籍代のための資金

修業資金

子が起業または就職するために必要な知識技能を習得するための資金

就職支度資金

母、父、寡婦または20歳未満の子の就職に際して必要な被服等を購入するための資金

技能習得資金

母、父または寡婦が自ら事業を開始、または就職するために必要な知識技能を習得するための資金

医療介護資金

母、父、寡婦または20歳未満の子に係る医療費、介護費自己負担分のための資金(ただし、期間が1年以内)

生活資金

母、父または寡婦が技能習得中、治療中、失業中、母子家庭・父子家庭となって7年未満であるときの生活費として必要な資金

転宅資金

母、父または寡婦が住居移転に際して必要な敷金、運送費等のために必要な資金

住宅資金

母、父または寡婦が住宅を建設、購入、保全等するために必要な資金

事業開始資金

母、父または寡婦が事業を開始するに際して必要な設備費等として必要な資金

事業継続資金

母、父または寡婦が現在営んでいる事業を継続するために必要な資金

結婚資金

子の結婚に必要な資金

●償還

貸付金の償還は、据置期間（返済を要しない期間。資金により異なります）終了後、月賦、半年賦、年賦のいずれかの方法により返済。なお、納期限を過ぎると年率3%の違約金が生じます。

●貸付利子

- ・連帯保証人を立てる場合は無利子
 - ・連帯保証人を立てない場合は年率1.0%の利子
- ※就職支度資金は子が就職する際の必要経費であれば無利子

●問合せ・申請窓口

子育て支援課（下郷児童館2階）または
埼玉県秩父福祉事務所 ☎22-6228

日常生活で常時介護を必要とする方への手当

◎障害児福祉手当

身体障害者手帳の1級及び2級の一部、あるいは療育手帳A等の20歳未満の児童で、日常生活において常時介護を必要とする方に支給される手当です。

●対象者（要件）

- ・満20歳未満で、施設に入所していない方
- ・障がいを支給事由とする年金給付を受けていない方
- ・保護者などの毎年の所得が基準以下の方
- ・以下の要件を満たしている方

<目安>

精神または身体に重度の障がいを有するため、日常生活において常時介護を必要とする状態にあること

●提出書類

- ・印鑑、診断書（所定の様式）、預金通帳
- ・通知カード及び本人確認書類（注）または個人番号カード

（注）写真付きの本人確認書類（運転免許証、パスポートなど）は1点、写真付きの身分証明書がない場合は、健康保険証や年金手帳などを2つ以上提示してください。

●問合せ・申請窓口

障がい者福祉課または各総合支所市民福祉課

障がいがあるお子さんを養育している方への手当

◎特別児童扶養手当

身体・知的・精神障がいのある20歳未満の児童を家庭において養育している方に支給される手当です。

●対象者（要件）

- ・秩父市に居住する満20歳未満の障がい児を養育している方
 - ・対象児が施設に入所していないこと
 - ・対象児が障がいを支給事由とする年金給付を受けていないこと
 - ・保護者本人などの毎年の所得が基準以下であること
- ※所得の基準については、窓口にお問い合わせください。
- ・対象児が以下の要件を満たしていること

<目安>

- ・障がいにより、日常生活において常に介護を必要とする状態にあること
- ・身体・精神の障がいにより、一定の介助や安静を必要とすること（おおむね身体障害者手帳1級～3級、療育手帳A～B）
- ・疾病等により、障がいを有するのと同程度と認められる状態であって、一定の介助や安静を必要とすること

●提出書類

- ・戸籍謄本
- ・児童の属する世帯の住民票
- ・通知カード及び本人確認書類（注）または個人番号カード

（注）写真付きの本人確認書類（運転免許証、パスポートなど）は1点、写真付きの身分証明書がない場合は、健康保険証や年金手帳などを2つ以上提示してください。

- ・医師の診断書（所定の様式）

※療育手帳（AまたはA、B）、または身体障害者手帳（1級～おおむね3級まで。ただし、内部障害を除く）をお持ちの方は、診断書を省略できる場合もあります。

- ・印鑑

- ・預金通帳（保護者のもの）

●問合せ・申請窓口

障がい者福祉課または各総合支所市民福祉課

障がいがあるお子さんの 医療費を助成

◎重度心身障害者医療費の助成

障がいがある方とその家族の経済的負担を軽減するため、医療機関を受診した場合の医療費の一部負担金を助成する制度です。

●対象者

秩父市に居住し、医療保険(国民健康保険、社会保険、共済組合等)に加入している方で、次のいずれかに該当する方

＜対象となる方＞

- ・身体障害者手帳1級～3級をお持ちの方
- ・療育手帳(A)、A、Bをお持ちの方
- ・精神障害者保健福祉手帳1級をお持ちの方
- ・後期高齢者医療制度の障がい認定を受けている方

※所得制限に該当する場合は、一定期間支給停止

●助成する医療費の範囲

健康保険が適用される医療費の自己負担分

●手続き

＜登録申請するとき＞

- ・障害者手帳
- ・健康保険証または資格確認書
- ・印鑑
- ・預金通帳
- ・通知カード及び本人確認書類(注)または個人番号カード

(注)写真付きの本人確認書類(運転免許証、パスポートなど)は1点、写真付きの身分証明書がない場合は、健康保険証や年金手帳などを2つ以上提示してください。

＜給付申請するとき＞

- ・埼玉県内で現物支給を実施する医科・歯科・薬局で受診の場合は、原則申請の必要はありません。
- ・埼玉県外で受診した場合は、領収書、受給者証、健康保険証を障がい者福祉課または各総合支所市民福祉課にお持ちになり申請してください。
- ・健康保険から高額療養費や附加給付金が支給される場合は、その額を控除した残額が対象です。
- ・健康診断、予防接種、差額ベッド代、食事代など保険適用外の費用は支給の対象となりません。

●問合せ・申請窓口

障がい者福祉課または各総合支所市民福祉課

手術等で治療効果が期待できる お子さんの治療費を助成

◎自立支援医療(育成医療)

身体に障がいがある満18歳未満の児童で、指定の医療機関の医師が手術などにより治療効果が期待できると認めた場合に、その費用の一部を負担する制度です。

●対象者

- ・保護者が秩父市に居住する方
- ・身体に障がいがあるか、または疾患に対する治療を行わないと将来一定の障がいを残すと認められる18歳未満の方
- ・手術等の治療によって確実な治療効果が期待できる方

＜対象となる疾患＞

- ・視覚
- ・聴覚、平衡機能
- ・音声機能、言語機能またはそしゃく機能
- ・肢体不自由
- ・心臓、腎臓、呼吸器、膀胱もしくは直腸、小腸、肝臓の機能
- ・先天性の内臓の機能(上記に掲げるものを除く)
- ・ヒト免疫ウイルス不全による免疫機能

●受診する医療機関

都道府県知事等が指定した『指定自立支援(育成)医療機関』に限られます。

●給付が受けられる期間

医療受給者証に記載された有効期間内に受けられます。

- ・原則3か月以内
- ・肢体不自由の障がいにおける理学療法と唇顎口蓋裂に起因する歯科矯正は6か月以内
- ・腎臓機能障害の慢性透析療法と免疫機能障害の治療は1年以内

●医療給付の内容

承認された疾患の治療のうち、次のもの(保険適用のものに限る)が対象となります。

- ・診察、薬剤または治療材料の支給、医学的処置、手術及びその他の治療並びに施術(マッサージ療法)、病院または診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護、居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護(訪問看護)、移送
- ・給付対象外の治療や差額ベッド代などの保険対象外の治療、入院時の食事療養費は給付対象となりません。

●問合せ・申請窓口

障がい者福祉課または各総合支所市民福祉課

入院養育が必要な 未熟児の医療を給付

◎未熟児養育医療給付

生まれた時の体重が2,000g以下、または身体の発育が未熟なまま生まれ、医師が入院養育を必要と認めた乳児で、指定養育医療機関に入院した場合、申請に基づいて、その治療に必要な医療を受けられる制度です。

●対象者

秩父市に住所があり、養育医療の対象基準に該当し、医師が入院養育を必要と認めた乳児（1歳の誕生日の前々日まで）

●給付の対象

診察、薬剤または治療材料の支給、医学的処置、手術及びその他の治療、病院または診療所への入院及びその治療に伴う世話その他の看護、移送

●給付の範囲

養育医療の給付の対象となる治療等については、病院の窓口での支払いはありませんが、保険診療外の医療費、差額ベッド代及びおむつ代等の実費部分については給付対象外なので支払いが必要です。

後日、世帯の市町村民税所得割額に応じた自己負担金を市から請求します。

●自己負担額（費用徴収額）

自己負担額は、月ごとに世帯の市町村民税所得割額により決められる徴収基準額を次の式に当てはめて算出した額と、その月にかかった医療費の額（市が負担した公費負担分）を比較して、少ない方の額となります。

徴収基準額×診療日数÷その月の実日数

※徴収基準額などの詳細は窓口でおたずねください。

●問合せ・申請窓口

保育こども課

小児慢性特定疾病の お子さんの医療費を助成

◎小児慢性特定疾病医療費助成制度

児童等の慢性疾病のうち国が指定した疾病（小児慢性特定疾病）の医療にかかる費用等の一部を県が助成し、医療費の負担軽減を図る制度です。指定医療機関における医療が対象となります。

●対象者

・埼玉県内に住所を有する18歳未満の児童

●問合せ・申請窓口

埼玉県秩父保健所 ☎22-3824

小児慢性特定疾病医療費助成制度の対象疾患群

疾患群	
0 1	悪性新生物
0 2	慢性腎疾患
0 3	慢性呼吸器疾患
0 4	慢性心疾患
0 5	内分泌疾患
0 6	膠原病
0 7	糖尿病
0 8	先天性代謝異常
0 9	血液疾患
1 0	免疫疾患
1 1	神経・筋疾患
1 2	慢性消化器疾患
1 3	染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群
1 4	皮膚疾患
1 5	骨系統疾患
1 6	脈管系疾患

